<診断基準>

確診例を対象とする。

非特異性多発性小腸潰瘍症の診断基準

主要所見

- A. 臨床的事項
- 1)複数回の便潜血陽性
- 2)長期にわたる小球性低色素性貧血と低蛋白血症
- B. X 線·内視鏡所見
- 1) 近接、多発する非対称性狭窄、変形(X線所見)
- 2) 近接多発し、境界鮮鋭で浅く斜走、横走する地図状、テープ状潰瘍(内視鏡所見)
- C. 切除標本上の特徴的所見
- 1)回腸に近接多発する境界鮮鋭で平坦な潰瘍またはその瘢痕。
- 2) 潰瘍は地図状ないしテープ状で、横走、斜走する。
- 3)すべてUL-Ⅱまでにとどまる非特異性潰瘍。

鑑別疾患

- 1) 腸結核(疑診例を含む)
- 2)クローン病
- 3) 腸管ベーチェット病/単純性潰瘍
- 4)薬剤性腸炎

確診例:

- 1. 主要所見の A2項目に加え、B の1) あるいは2) または C が認められるもの。
- 2. 十分に検索された標本上 C を満足するもの。

疑診例:主要所見 A が認められるが、B または C の所見が明確でないもの。

注)確診例、疑診例いずれも鑑別疾患の除外が必須である。

<重症度分類>

重症例を対象とする。

- ・ヘモグロビン 10.0g/dl以下の貧血、あるいはアルブミン値 3.0g/dl 以下の低アルブミン血症を重症とする。
- ・合併症として、腸管狭窄による腸閉塞症状を呈する場合を重症とする。

※診断基準及び重症度分類の適応における留意事項

- 1. 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る)。
- 2. 治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、 直近6ヵ月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
- 3. なお、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要な者については、医療費助成の対象とする。